

建設業  
一人親方の  
皆さまへ  
お知らせ!

従業員がいなくても労災に入れます!

# 一人親方労災の取扱い 開始します!

和泉商工会議所では、建設業の一人親方がご加入いただける労災保険特別加入の取扱いを開始します。労災保険とは、国の公的保険制度で従業員が勤務中や通勤時事故等により傷病が生じた場合に適用されますが、事業主は対象となりません。しかし、労働者以外（経営者）でもその業務や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護するべきであると認められた方には、特別に任意加入が認められており、国の労災保険が適用されます。

保険適用開始・・・随時

募集期間・・・随時

対象業種・・・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など）

※業種についての詳細は、和泉商工会議所までお問い合わせ下さい。

## 加入に必要な費用

①労災保険料

(単位：円)

※給付基礎日額	年間保険料
3,500	22,986
5,000	32,850
10,000	65,700
20,000	131,400
25,000	164,250

※給付基礎日額とは労災保険給付額の基礎となる額です。

3,500円～25,000円より選択していただけます。

左記表は一例の為、給付基礎日額については加入時にご相談ください。費用については全て年1回、指定の期日までに現金をご持参ください。

②和泉商工会議所会費

年会費 個人：12,000円 法人：24,000円

③労災組合委託手数料

年会費 一律 5,000円

☆年間にかかる費用（例：個人で給付基礎日額 3,500円加入の場合）

①22,986円+②12,000円+③5,000円= 39,986円/年

※和泉商工会議所会費及び労災組合委託手数料につきましては、年度途中で委託解除された場合でも一切返金不可となります。労災保険料は月割で清算させていただきます。

一人親方特別加入証明書を  
発行致します

# 加入時に必要な書類等

以下の書類をご提出ください。

- (1) 和泉商工会議所加入申込書（非会員の場合）
- (2) 和泉商工会議所建設労災組合加入申込書、誓約書、念書
- (3) ゴム印、印鑑（シャチハタ不可）、会費・委託手数料・労働保険料（現金）、  
本人確認資料（運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票等）



※粉じん、振動工具、鉛、有機溶剤等の業務がある場合、加入時健康診断が必要な場合があります。

一人親方労災加入についてご相談をご希望の方は、下記事項をご記入の上FAXしてください。  
後日弊所よりご連絡させていただきます。



# FAX:0725-53-5959

和泉商工会議所 一人親方労災担当まで

フリガナ	
貴社名	
フリガナ	
代表者名	
所在地	〒      -
電話番号 (ご連絡先)	☎      -      -

## 【加入等のお問合せ先】

和泉商工会議所 一人親方労災担当（中小企業相談所）

〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10

☎0725-53-0320